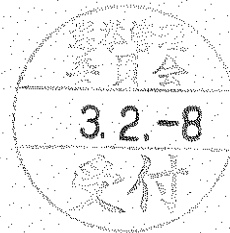


収 支 報 告 書



令和 7 年分
(令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 (ふりがな) 日本共産党東京都支部
- 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区千代田 2-20-1
- 3 代表者の氏名 山口陽規
- 4 会計責任者の氏名 井上り子

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 橋本千里

(電話) 099-274-8881

(090-8406-4600)

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	_____
資金管理団体の届出をした者の氏名	_____

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	_____
公職の種類	_____

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	15	250	914
(前年からの繰越額)	①			702	755
(本年の収入額)	②		15	142	159
支 出 総 額	B		15	386	172
翌年への繰越額	A - B			464	742

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	65	796	84
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)				213	8

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額					備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	42	56	763	内訳は(その7)へ
[うち特定寄附]					0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			42	56	763	
[寄附のうち寄附の あつせんによるもの]					0	内訳は(その8)へ
イ 政 党 匿 名 寄 附					0	内訳は(その9)へ
合 計 (ア + イ)			42	56	763	

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
日本共産党県委員会	635,723	令和2・1・31	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	615,920	2・2・28	〃 〃	
〃	844,508	2・3・31	〃 〃	
〃	832,461	2・4・30	〃 〃	
〃	826,538	2・5・29	〃 〃	
〃	831,873	2・6・30	〃 〃	
〃	832,798	2・7・31	〃 〃	
〃	828,899	2・8・31	〃 〃	
〃	829,323	2・9・30	〃 〃	
〃	830,632	2・10・30	〃 〃	
〃	833,561	2・11・30	〃 〃	
〃	808,132	2・12・30	〃 〃	
この頁の小計	9,550,368			
合 計				

(備考) 1 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当する欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入					備 考		金 額			
							十億	百万	千	円
摘 要										
こ の 頁 の 小 計									0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の					2	3	0	6	0	
合 計					2	3	0	6	0	

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。
- 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。
- 3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
池田 昭一	900	令和2・1・31	いちき串木野市上名9854-1	会社員	
	900	2・2・29			
	900	2・3・31			
	10,900	2・5・19			
	1,800	2・6・30			
	900	2・7・31			
	900	2・8・31			
	900	2・9・30			
	900	2・10・30			
	900	2・11・30			
	15,900	2・12・29			
この頁の小計	35,800				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
井上 勝博	10,000	令和2・6・2	薩摩川内市樋脇町塔之原10439	政党役員	
	5,000	2・8・1			
	75,570	2・10・8			
	10,000	2・12・30			
この頁の小計	100,570				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
井上 東子	3,300	令和2・1・30	薩摩川内市平佐町2973-1	無職	
	300	2・2・27			
	300	2・3・31			
	300	2・4・27			
	300	2・5・29			
	300	2・6・29			
	300	2・7・31			
	300	2・8・24			
	300	2・9・28			
	30,300	2・10・26			
	300	2・11・29			
	10,300	2・12・30			
この頁の小計	46,600				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
上間 幸治	400	令和2・1・30	薩摩郡さつま町轟町2-14	無職	
	400	2・2・29			
	400	2・3・31			
	400	2・4・30			
	400	2・5・29			
	2,400	2・6・30			
	400	2・7・31			
	400	2・8・31			
	400	2・9・28			
	400	2・10・26			
	10,800	2・12・21			
この頁の小計	16,800				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

		寄附者の区分	個人からの寄附		
(7) 寄附の内訳	金額	年月日	住 所	職 業	備 考
寄附者の氏名				無職	
打上 良子	31,500	令和2・4・30	出水市五万石町10150-1		
	31,500	2・5・30			
	1,500	2・6・5			
	31,500	2・7・30			
	46,500	2・8・30			
	1,500	2・9・5			
	41,500	2・10・20			
	1,500	2・11・5			
	43,000	2・12・30			
この頁の小計	230,000				
その他の寄附					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること
その者の氏名、住所

- (備考)
- 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 - 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	住所	職業	備考
寄附者の氏名	金額	年月日			
大倉野 博美	1,200	令和2・3・5	南九州市川辺町下山田2276-2	無職	
	10,000	2・10・19			
この頁の小計		11,200			
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳	金額	個人からの寄附				
		寄附者の区分	年月日	住所	職業	備考
寄附者の氏名						
大倉野 由美子	2,500	令和2・1・31	南九州市川辺町下山田2276-2	政党役員		
	5,000	2・3・16				
	30,000	2・6・5				
	10,000	2・10・19				
この頁の小計	47,500					
その他の寄附						
合計						

(備考)

- ←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること
- 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
大園 竜也	10,000	令和2・10・20	鹿児島市吉野町2213-6	政党役員	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考)
- 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 - 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
表一男	1,000	令和2・1・31	薩摩川内市中郷町6188-16	無職	
	2,000	2・3・31			
	1,000	2・4・30			
	1,000	2・5・31			
	1,000	2・6・30			
	1,000	2・7・31			
	1,000	2・8・31			
	2,000	2・10・31			
	1,000	2・11・30			
	6,000	2・12・28			
この頁の小計	17,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
桂田 美智子	5,000	令和2・10・20	鹿児島市宮之浦町553-2	政党役員	
この頁の小計	5,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
木下 香里	400	令和2・1・31	いちき串木野市金山下13944-1	政党役員	
	400	2・2・29			
	400	2・3・31			
	1,200	2・6・30			
	400	2・7・31			
	400	2・8・31			
	400	2・9・30			
	10,400	2・10・30			
	400	2・11・30			
	3,400	2・12・29			
この頁の小計	17,800				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	住 所	職 業	備 考
寄附者の氏名	金 額	年 月 日			
河野 修一	400	令和2・1・30	薩摩郡さつま町広瀬861	無職	
	400	2・2・29			
	400	2・3・31			
	400	2・4・30			
	400	2・5・29			
	2,400	2・6・30			
	400	2・7・31			
	400	2・8・31			
	400	2・9・28			
	3,400	2・10・26			
	10,800	2・12・21			
この頁の小計	19,800				
その他の寄附					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考)
- 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 - 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
柴立 豊子	10,000	令和2・10・20	鹿屋市寿8丁目19-14	政党役員	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
清水 春男	15,000	令和2・2・3	南さつま市坊津町泊7357	政党役員	
この頁の小計	15,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
園山 絵里	11,000	令和2・10・18	鹿児島市唐湊3丁目30-3	政党役員	
この頁の小計	11,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
平良 行雄	10,000	令和2・10・20	鹿児島市坂之上2-33-48	政党役員	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
堅山 清隆	10,000	令和2・10・19	鹿児島市皇徳寺台3-16-8	政党役員	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計		←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること			

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	住 所	職 業	備 考
寄附者の氏名	金 額	年 月 日			
茶園 三洋	1,503	令和2・2・3	薩摩川内市中村町4986	無職	
	3,003	2・3・31			
	1,503	2・5・1			
	1,503	2・6・2			
	2,213	2・7・1			
	2,713	2・8・3			
	1,500	2・9・2			
	2,500	2・10・19			
	2,500	2・11・5			
	6,003	2・12・30			
この頁の小計	24,941				
その他の寄附					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
東郷 洋	10,000	令和2・10・18	鹿児島市吉野町1370-10	無職	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
東福 則子	10,000	令和2・5・1	日置市東市来町湯田3454	無職	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計					←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
徳嶺 一成	5,000	令和2・10・18	曾於市末吉町諏訪方8359	政党役員	
この頁の小計	5,000				
その他の寄附					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	住	所	職業
寄附者の氏名	金額	年月日			
豊留 栄子	3,500	令和2・1・30	枕崎市豊留町50		政党役員
	13,000	2・2・29			
	5,000	2・10・20			
この頁の小計	21,500				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
中嶋 敏子	18,824	令和2・5・5	出水市緑町46-1	政党役員	
	1,228,129	2・7・30			
	270,000	2・8・30			
	220,000	2・9・30			
	210,000	2・10・30			
	77,547	2・11・30			
	240,000	2・12・28			
この頁の小計	2,264,500				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考)
- 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 - 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
中俣 勝義	500	令和2・1・31	薩摩川内市高城町1682-1	無職	
	1,000	2・3・31			
	500	2・4・30			
	500	2・5・31			
	500	2・6・30			
	500	2・7・31			
	500	2・8・31			
	6,000	2・10・31			
	500	2・11・30			
	500	2・12・28			
この頁の小計	11,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
西 秀文	300	令和2・2・3	薩摩川内市入来町副田6540	自営業	
	600	2・3・31			
	300	2・5・1			
	300	2・6・2			
	300	2・7・1			
	300	2・8・3			
	300	2・9・2			
	21,300	2・10・18			
	300	2・11・5			
	7,600	2・12・29			
この頁の小計	31,600				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
西田 昭雄	1,300	令和2・2・3	薩摩川内市樋脇町塔之原4068	無職	
	2,600	2・3・31			
	1,300	2・5・1			
	1,300	2・6・2			
	1,300	2・7・1			
	6,300	2・8・3			
	1,300	2・9・2			
	1,300	2・10・5			
	1,300	2・11・5			
	12,600	2・12・29			
この頁の小計	30,600				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
東 勝巳	10,500	令和2・1・31	いちき串木野市上名7280	農業	
	500	2・2・29			
	500	2・3・31			
	500	2・5・1			
	1,000	2・6・30			
	500	2・7・31			
	500	2・8・31			
	500	2・9・30			
	500	2・10・30			
	500	2・11・30			
	3,500	2・12・29			
この頁の小計	19,000				
その他の寄附					
合 計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
福田 道代	3,000	令和2・1・31	いちき串木野市八房2976	政党役員	
	5,000	2・10・18			
	3,000	2・12・29			
この頁の小計	11,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
前園 正親	1,680	令和2・2・3	薩摩川内市入来町副田4826	無職	
	3,360	2・3・31			
	1,680	2・5・1			
	1,680	2・6・2			
	1,680	2・7・1			
	11,680	2・8・3			
	1,680	2・9・2			
	1,680	2・10・5			
	1,680	2・11・5			
	13,360	2・12・29			
この頁の小計	40,160				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
眞鍋 悦子	4,763	令和2・1・30	薩摩川内市宮里町1630	無職	
	4,763	2・2・29			
	4,763	2・3・30			
	4,763	2・4・30			
	4,763	2・5・29			
	4,763	2・6・29			
	4,757	2・7・31			
	4,757	2・8・31			
	4,757	2・9・28			
	4,757	2・10・30			
	4,757	2・11・29			
	4,757	2・12・28			
この頁の小計	57,120				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
宮内 博	5,000	令和2・10・19	霧島市隼人町東郷674-2	政党役員	
この頁の小計	5,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考)
- 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 - 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附				
		寄附者の区分	年月日	住所	職業	備考
寄附者の氏名	金額					
山口 初美	10,000	令和2・6・29	日置市日吉町日置2031	政党役員		
	15,000	2・7・31				
	10,000	2・10・18				
	30,000	2・12・29				
この頁の小計	65,000					
その他の寄附						
合計						

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附				
		寄附者の区分	年月日	住所	職業	備考
寄附者の氏名	金額					
山口 陽規	3,000	令和2・1・20	日置市日吉町日置2031	政党役員		
	3,000	2・2・20				
	3,000	2・3・31				
	3,000	2・4・20				
	3,000	2・5・19				
	3,000	2・6・22				
	3,000	2・7・20				
	3,000	2・8・17				
	3,000	2・9・18				
	3,000	2・10・22				
	3,000	2・11・24				
	3,000	2・12・21				
この頁の小計	36,000					
その他の寄附						
合計						

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
吉俣 哲志	10,000	令和2・10・18	南九州市知覧町西元2505-1	医師	
この頁の小計	10,000				
その他の寄附					
合計					

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
渡辺 道大	5,000	令和2・10・20	西之表市西之表7408-2	政党役員	
この頁の小計	5,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること
 (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		個人からの寄附			
		寄附者の区分	年月日	住所	職業
寄附者の氏名	金額				
加藤 努	500	令和2・1・31	薩摩川内市国分寺町6668-92	無職	
	1,000	2・3・31			
	500	2・4・30			
	500	2・5・31			
	500	2・6・30			
	500	2・7・31			
	500	2・8・31			
	1,000	2・10・31			
	500	2・11・30			
	500	2・12・28			
この頁の小計	6,000				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
樋口 周一	20,200	令和2・4・30	出水市高尾野町江内904	自営業	
	20,400	2・5・30			
	400	2・6・5			
	20,000	2・7・30			
	23,000	2・8・10			
	400	2・9・5			
	20,400	2・10・10			
	400	2・11・5			
	20,400	2・12・30			
この頁の小計	125,600				
その他の寄附					
合計					

←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7)

寄附を受けた者が政党及び政治資金団体(政党が指定したもの)以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考
この頁の小計	0				
その他の寄附	1444672				
合 計	4856763				←様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費		7655	003		
(2) 光 熱 水 費		225	137		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		160	600		
(4) 事 務 所 費		280	1039		
小 計		1084	1774		① ((1)~(4)の合計)
2 政 治 活 動 費					
(1) 組 織 活 動 費		204	4010		
(2) 選 挙 関 係 費		97	5970		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費		46	7329		ア~エの合計を記載すること
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		54	480		
イ 宣 伝 事 業 費		41	2909		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費				0	
エ そ の 他 の 事 業 費				0	
(4) 調 査 研 究 費		33	2924		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		55	4249		
(6) そ の 他 の 経 費		16	9856		
小 計		454	4398		② ((1)~(6)の合計)
合 計		1538	6172		①+②

内訳は様式
(その14)~
※資金管理団体および国会議員
関係政治団体のみ

内訳は様式
(その15)~

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 組織活動費 ()				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出								2044010
合 計								2044010

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 選挙関係費 ()							
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考			
	千円	百円	十円	円							
ロ→代			5	4	2	7	0	2.10.3	ラクス株式会社	東京都港区上町2-20-8 〒107-8417	
α			0	7	3	2	8	2.10.16			
この頁の小計			1	5	2	2	0	7			
その他の支出			8	2	3	7	6	3			
合 計			9	7	5	9	7	0			

← (その13) の「選挙関係費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 一件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、一件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 機関紙誌の発行事業費 ()			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	千 円	百 円	十 円	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				5				8,900
合 計				5				8,900

← (その13) の「機関紙誌の発行事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 宣 伝 事 業 費 ()			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出							412,909	
合 計							412,909	

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 調査研究費 ()			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体 にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合 計								

← (その13) の「調査研究費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額 (数回にわたってされたときはその合計金額) が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地) 並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目区分 寄付・交付金(交付金)			
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体 にあつては、主たる事務所の名称)	支出を受けた者の住所(団体 にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
納付金	43,529	令和2・1・31	日本共産党鹿児島県委員会	鹿児島市真砂本町42-9	
〃	48,058	2・2・28	〃	〃	
〃	34,315	2・3・31	〃	〃	
〃	34,343	2・4・30	〃	〃	
〃	55,984	2・5・29	〃	〃	
〃	45,829	2・6・30	〃	〃	
〃	102,365	2・7・31	〃	〃	
〃	48,624	2・8・31	〃	〃	
〃	51,909	2・9・30	〃	〃	
〃	29,371	2・10・30	〃	〃	
〃	32,116	2・11・30	〃	〃	
〃	27,806	2・12・30	〃	〃	
この頁の小計					
その他の支出					
合 計	554,249				

←(その13)の「寄付・交付金」の額と一致すること。

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、「支出の目的」欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 2 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計欄のみを記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 その他の経費 ()				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								0
その他の支出								169,256
合 計								169,256

← (その13)の「その他の経費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 8 日

政治団体の名称 日本共産党華西部地区委員会

会計責任者の氏名 井上りつ子



代表者の氏名 (解散団体のみ)



(注) 「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名 (解散団体のみ)」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。